

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住支援事業に関する報告及び立入調査について、県知事又は市長から求められた場合は、それに応じます。
- 2 以下の場合には、備前市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当って、虚偽の申請等をしたことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満で県外へ転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 起業支援金に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に県外へ転出した場合：半額
- 3 私（申請者）は、日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有していることを誓約します。
- 4 私（申請者）を含む世帯員の全員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことを誓約します。

(様式第 1 号 別紙 2)

移住支援事業に係る個人情報の取扱い

県及び市は、県における移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、県及び市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、事業の実施のためだけに利用します。

また、県及び市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市町村に提供し、又は確認する場合があります。